法政大学地理学会評議員選挙細則

- 第1条 この細則は、会則第15条に基づき法政大学地理学会の評議員の選挙手続きを規定したものである.
- 第2条 評議員選挙のため、選挙実施該当年度初めに選挙管理委員会をつくり、 候補者選定および選挙を執行する.
- 第3条 選挙管理委員会は、常任委員会によって推薦され、会長から委嘱される 一般会員3名をもって構成される. ただし正副委員長・常任委員は、選挙管 理委員になることはできない.
 - 2) 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長を選出する.委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する.
 - 3) 選挙管理委員会は、投票予定日の3ヶ月前までに、選挙実施日程を定めて公示しなければならない。
 - 4) 選挙管理委員会は、その翌年度の定期総会終了と共に解散する.
- 第4条 評議員選挙の選挙権および被選挙権をもつものは、選挙実施該当年度の 7月1日現在の本会の一般会員とする.
- 第5条 一般会員は、選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿に基づき所定の用紙を用いて、無記名、15名以内の連記で投票するものとする.
- 第6条 開票は、選挙管理委員全員出席のもとに行うものとし、有効得票数の最も多いものから順に、会則第14条に基づき20名を当選者とする.
 - 2) 投票の有効・無効は、選挙管理委員会が決定する.
 - 3) 開票の結果同数の者が生じたときには、選挙管理委員会が抽選によって 当選者を決めるものとする.
- 附則 本規定は,1985年4月1日より実施する. 本規定は,2016年9月1日より,一部改定して実施する.

以上